

「持続可能なバスネットワークの構築に向けたバス路線再編及び維持・充実方策等に係る調査業務」仕様書

第1章 総 則

1 業務の名称

持続可能なバスネットワークの構築に向けたバス路線再編及び維持・充実方策等に係る調査業務

2 本業務の背景と理由

本市においては、誰もが移動しやすい階層性のある公共交通ネットワークの構築に向け、東側ライトラインの整備やバス路線の再編、地域内交通の拡充、公共交通の利用促進策など各施策事業に取り組んできたところであり、令和7年2月にライトラインの駅西側延伸と合わせたバス路線再編方針を公表し、同年9月には関東自動車株式会社とバス路線再編の円滑な実施や効果の最大化などを図るための基本協定を締結し、同年11月以降、市とバス事業者等で構成される会議体において、基本協定に位置付けた各取組の検討の方向性やスケジュールなどについて、共通認識を図ってきた。

今後、ライトラインの駅西側延伸とあわせたバス路線の再編に向けて、ライトラインや地域内交通など各交通モードとの役割分担を明確化したうえで、バスの運行ルートやサービス水準等の運行内容の具体化を図るとともに、再編後も階層性のある公共交通ネットワークを持続的に発展させるための事業スキームを構築していく必要がある。

また、バス運転手不足等による減便や運行時間帯の縮小などが本市でも確認できる状況を踏まえ、ライトライン駅西側開業時を見据えた自動運転バスの導入についても、本市における導入課題や事業スキームの検討に着手する必要がある。

3 業務の目的

本業務は、令和10年度予定に予定している「(仮称)第3次宇都宮都市交通戦略」の策定や令和17年度に予定しているライトライン駅西側延伸とあわせたバス路線再編を見据え、鉄道やライトライン、バスなど各交通モードにおける役割分担の明確化、バスの運行時間帯・本数等のサービス水準等の検討に加え、持続可能なバスネットワークを構築するための事業スキームや自動運転バスの導入スキームなど多岐に渡って検討を行うことを目的とする。

4 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和9年3月26日(金)までとする。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 技術者及び業務管理者

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、または本仕様書に定めない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県、本市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知りえた事項について第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡をしてはならない。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる部分に該当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委託し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り市内業者から選定するよう努めるものとする。市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を企画提案内容に記入すること。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了とともに返却すること。なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

11 議事録

受託者は、業務遂行にあたっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって本市へ報告するものとする。

12 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時
 - ①業務工程表
 - ②技術者届及び履歴書
 - ③業務実施計画書
- (2) 業務完了時
 - ①業務完了届
 - ②成果品納品書
- (3) その他業務遂行上必要とされる書類

13 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時及び随時必要に応じて行うものとする。

なお、業務主任技術者は、業務着手時及び成果品納品時及び主要な打合せに、照査技術者は業務着手時及び成果品納入時には出席するものとする。

14 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備又は不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを修正しなければならない。

15 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ① 調査結果報告書 A4判製本 3部
- ② その他関係書類 一式
- ③ 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM等）

第3章 特記仕様

本業務の内容は、以下のとおりとする。本業務の遂行にあたっては、交通事業者等との協議の状況等を踏まえながら、柔軟かつ的確に対応するものとする。

1 委託場所

市内一円

2 業務内容

(1) 市内公共交通再編に係るビジョンの検討・整理

- ・ 本市が目指すスーパースマートシティ（SSC）に照らし合わせ、市内公共交通再編が貢献するまちづくり領域について検討・整理を行う。
- ・ 上記検討にあたっては、庁内関係部署へのヒアリング調査を行うとともに、ビジョンの具体化に向けて継続的に議論を行う。加えて、ステークホルダーとなる交通事業者等へのヒアリング調査も実施する。
- ・ ヒアリング調査結果や市の上位・関連計画，社会情勢・技術の進展等の内容を踏まえ、市が目指す姿に対して公共交通が果たす役割を整理する。
- ・ 今後のバス路線再編事業の展開を見越し、KPI・目標値の設定に関して、それぞれ方針の検討を行う。

(2) バス路線再編に係る方針の検討

- ・ 現在の市内公共交通機関（鉄道，ライトライン，バス，地域内交通）について，ネットワークの情報・利用情報に関するデータの収集・整理を行い，現状診断を行う。（分析に必要なデータのうち，交通事業者が保有している情報については，市から提供する。）

【提供可能データ】

- ・ バス路線再編調査業務に係る委託成果（令和3年度～令和7年度）
- ・ 過年度の調査結果（H26PT調査・R4PT調査，H28バスOD調査，公共交通のサービスに関する世論調査 など）
- ・ 交通系ICカードの利用データ など

- ・ バス路線再編に伴う市内公共交通機関の階層構造について検討を行い，各交通機関が担うべきターゲット（移動者の距離帯，属性等）を明確化し，必要とされるサービス水準の検討を行う。

(3) 公共交通に係る需要に関する検討

- ・ 過年度に本市で実施したLRT需要予測の調査結果を踏まえ，バス路線再編に係る事業規模・収支を試算するための具体的な手法の検討や，必要となる需要調査の検討を行う。
- ・ バス路線再編や維持充実に関する事業スキームの検討にあたって必要となる政策変数（料金体系，利用促進策等）の検討を行う。
- ・ 別途本市で実施する予定のパーソントリップ調査（PT）に対し，上記の需要調査の遂行に必要な調査項目や活用方針を検討し，必要に応じてPT調査関係者（市担当部署及び受託事業者）と調査票の設計に係る調整を行う。

(4) バス路線再編に係る事業スキームの基礎検討

- ・ (1)～(3)の検討を踏まえ、バス路線の再編にあたり適用が想定される事業スキームについて、先進事例の研究、特徴整理をし、補助制度の活用等も含め検討を行う。
- ・ 事業スキームは複数案検討することとし、それぞれ事業体制や官民の役割分担に関する基礎的な検討を行う。

(5) 自動運転技術の公共交通等への活用検討

- ・ (1)～(4)の検討成果に基づき、市内路線バス等のうち、自動運転技術の活用が想定される地域の選定を行う。地域の選定にあたっては、当該地域の移動実態・移動ニーズ、道路環境、自動車交通量などを踏まえて検討することとする。
- ・ 選定した地域における現況課題や地域特性を踏まえ、(2)で検討するバス路線再編ほか公共交通ネットワークに活用することを想定した整備優先順位とロードマップの概要案を検討する。
- ・ 自動運転に係る技術的課題の抽出や事業スキームの検討のため、必要となる事例調査や関係者へのヒアリング調査等を行う。
- ・ 上記検討成果をもとに、ライトラインの駅西側開業時における自動運転の実装に向けた事業スキーム及び事業体制の検討を行う。

(6) 交通事業者との協議・調整に係る支援

- ・ バス路線再編に向け、交通事業者等が参画する会議体^(※)の協議に係る資料作成等の支援を行う。
(※)「バス路線再編及び階層性のある公共交通ネットワークの維持・充実に係る会議」、
「宇都宮都市交通戦略推進懇談会」、
「芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会」
など
- ・ 今後のバス路線再編等の事業の推進に向け、関係者に向けた勉強会等の企画・運営支援を行う。

(7) 報告書作成

(1)～(6)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

(8) 打合せ協議

業務着手時、中間時、完了時に打合せ協議を行う。(市の求めに応じて適宜実施)